

様式第五（第十五条関係）

# 技 術 士 登 録 申 請 書

技術士の登録を受けたいので、技術士法施行規則第15条の規定により申請します。

氏名	（ふりがな） 皆川 まさる		（男）・女
生年月日	昭和30年 9月 7日生		（47歳）
本籍地	東京都世田谷区上野毛3丁目19番		
現住所	〒224-0042 神奈川県横浜市中区大熊町3番地701号 煇山陽ビル701号（電話番号）045-471-3926		
第二次試験に合格した年月	平成15年3月		
第二次試験の技術部門の名称	建設部門		
第二次試験合格証番号			
自ら業務を営むときの事務所	名称	皆川 技術士事務所	
	所在地	神奈川県横浜市中区大熊町3番地701号（電話番号）045-471-3926	
他に勤務するときの事務所	名称		
	所在地	（電話番号）	
技術士補の登録番号 （登録者のみ記入）	第 号（ 年 月 日）		
その	1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない。……（イ）該当する。（ロ）該当しない。 2 公務員で、懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない。……（イ）該当する。（ロ）該当しない。 3 技術士でないにもかかわらず技術士若しくはこれに類似する名称を使用し、又は技術士補でないにもかかわらず技術士補若しくはこれに類似する名称を使用し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない。……（イ）該当する。（ロ）該当しない。 4 (1)弁理士法（平成12年法律第49号）第32条第3号の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない。……（イ）該当する。（ロ）該当しない。		

（裏面へ）